

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第18号

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員地域手当支給規則（平成18年四日市市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
都道府 県	支給地域	級地	都道府 県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地	東京都	特別区	1級地
<u>愛知県</u>	<u>名古屋市</u>	<u>3級地</u>	三重県	四日市市	5級地
三重県	四日市市	5級地			
備考（略）			備考（略）		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（総務部人事課）